

柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた
今後の対応について（案）

平成19年8月7日
原 子 力 委 員 会

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震によって、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（1号機～7号機）は、設計時の想定を上回る大きな揺れを経験しました。これにより、運転中の原子炉は全て自動停止するなど、原子炉内の放射能の放出を多層に防護する安全上重要な機能は正常に作動し、原子炉は安定した停止状態に移行しました。また、発電所全体において損傷や不具合が多数発生しましたが、施設外部の環境への影響が懸念される状況にはありません。

政府においては、既に原子力安全委員会や原子力安全・保安院において、この発電所に対する地震の影響や事業者の措置を分析し、今後の対応を検討する取組が開始されていますが、原子力委員会としては、この際、次のことが重要であると考えます。

(1) 現場の調査の進展により得られた新しい事実を公表する際には、事業者は、国民にそれが迅速かつ正確に伝達されること。また、原子力安全・保安院は、その評価を行い、国民に分かりやすい形で公表すること。海外においてもこの出来事に対する注目度が高くなっていることを踏まえて、原子力安全・保安院及び事業者は、それぞれの役割に応じて、国際社会に対しても国内への通報から遅れるこなく適切な情報発信を行うこと。

(2) 原子力安全・保安院は、IAEA（国際原子力機関）の調査には全面的に協力するとともに、その後においても国際会議等を主催するなどして、今回の地震による影響に係る知見や経験の国際社会との共有に努めること。

(3) 既設の原子力施設の周辺地域に住む人々はその施設の耐震安全性に強い関心を有しているので、事業者は新しい耐震設計審査指針に基づく耐震安全性の確認（バックチェック）ができる限り迅速に実施すること。その際には、安全性を判断する上で重要な情報が得られる取組を優先して実施するよう最大限努力し、その結果を速やかに公表

すること。また、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、バックチェックの妥当性を確認し、国民、特に立地地域住民に適切に説明すること。

(4) 原子力施設が実際に大きな地震動を経験した際に事業者が原子力施設の安全確保、立地地域社会との役割分担と連携、広報等の所要の分野において採るべき対応を、厚い守りの観点から検討し、地震時対応マニュアルとして整備し、訓練等を通じてこれが確実に機能するようすること。

(5) 原子力安全委員会及び原子力安全・保安院は、安全規制に対する信頼性が損なわれるがないように、内外の運転経験や地震学、原子力学、産業安全学等の学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できないものが見出された場合には、この影響を小さくするように、規制基準等への反映を速やかに行う必要があると考えます。このため、原子力安全委員会及び原子力安全・保安院においては、こうした対応、すなわち、行政のリスク管理活動が確実に実施されるよう、必要な措置を講じること。

(6) 原子力発電は電力の安定供給に資することが期待されるものであることから、安定供給の確かさを確実にする観点から、事業者は、原子力発電事業に不測の事態が発生する可能性をできる限り低くするため、内外の運転経験や学界の最新の知見に絶えず注目し、無視できない知見等が見出された場合には、この影響を小さくするための施設や設備の改修等を速やかに行うべきです。このため、事業者においては、同型式の施設の存在数や施設の集積度が増大すると共通原因故障によって供給安定性への影響が増大することも考慮に入れ、こうした対応、すなわち、事業リスク管理活動が確実に実施されるよう、経営組織の改善や定期安全レビューの内容の充実等を図ること。

原子力委員会は、国民の信頼を得て原子力発電を推進するためには、原子力安全委員会、原子力安全・保安院及び事業者におけるこれらの対応の検討が、透明性を確保し、多様な分野の専門家の参加を得て、意見の多様性にも配慮しつつ迅速的確に行われ、適宜にその内容が国民に説明されるべきと考え、今後ともその進行状況を踏まえつつ、適宜に意見を述べていきます。

以上